

(平成23年10月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月から2年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月から2年8月まで

申立期間当時は、夫が自営業であったため、夫婦共に国民年金に加入していた。私の国民年金保険料は、平成元年当時は金融機関で、2年当時は婦人会の集金で納付していた。当時の家計簿や日記帳にも年金の支出について記載があるので、申立期間の納付記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している上、申立人の夫についても、申立期間と同期間を含め、国民年金加入期間に未納は無いことから、申立人及びその夫の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人から提出された申立期間に係る家計簿及び日記帳の写しをみると、毎月、一人分の国民年金保険料の月額とほぼ一致する金額が、「保険」や「国民年金」として支出された旨記載されている。

さらに、申立人は、「当時、家計簿や日記帳には私自身の個人的な支出のみを記載していたので、記載されている国民年金の支出は私の分である。」としているところ、実際に、当該資料には申立人の個人的な支出とみられる記載が多く、一方で、家計全体の収支に関する記載や、申立人の夫の事業に関する経費の記載は見当たらないことから、当該資料は、申立人の供述どおり、申立人の個人的な支出について記載したものであると考えられ、このことを前提にすると、上述の国民年金保険料の月額とほぼ一致する金額の記載は、申立人の保険料に係るものであると考えるのが妥当である。

加えて、申立人は、平成2年以降は婦人会の集金により国民年金保険料を

納付していたとしているところ、当時、婦人会の集金を担当していたとする者から、「平成2年当時、婦人会で国民年金保険料の集金を行っていた。申立人の家にも集金に出向いていた記憶がある。」と、申立内容を裏付ける供述を得ることができた。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 1117

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 6 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月まで
② 昭和 63 年 6 月から平成元年 3 月まで
③ 平成 3 年 8 月
④ 平成 3 年 12 月

昭和 62 年*月にA市に転入し、ちょうど 20 歳になる頃だったので、市役所で国民年金の加入手続を行った。その後は、毎月、自分で銀行に出向き、国民年金保険料を納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年*月に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、63 年 7 月又は同年 8 月に払い出されたものとみられることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたと考えられる。

このため、申立期間②については、国民年金加入手続後に国民年金保険料を現年度保険料として納付することとなる期間であるところ、申立期間②と同様に現年度保険料として納付可能な申立期間②直前の昭和 63 年 4 月及び同年 5 月の保険料について、同年 8 月及び同年 9 月にそれぞれ現年度納付されていることがA市の国民年金保険料収納状況一覧表から確認できる上、申立期間②直後の期間の保険料も現年度納付されており、こうした納付状況から判断すると、あえて申立期間②について保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間①については、昭和 62 年 10 月の時点で、過年度保険料として遡及しなければ国民年金保険料を納付できない期間であるが、申立人は、

保険料の遡及納付についての具体的な記憶は無く、過年度納付の状況が不明である上、申立期間①について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間③及び④については、国民年金保険料収納状況一覧表から、申立人が、平成2年5月以降、国民年金保険料の口座振替納付を開始していることが確認できるところ、申立期間③及び④の年度である平成3年度の同表をみると、申立期間③及び④前後の期間の保険料は口座振替納付が適切に行われた記録が確認できるが、申立期間③及び④については「収納額0」、「未納額9,000」と記録されており、口座振替納付が行われた形跡は見当たらない。

さらに、申立人が口座振替納付を開始した平成2年5月以降、A市を転出する6年7月までの国民年金保険料納付状況を、国民年金保険料収納状況一覧表により確認すると、申立期間③及び④のほかにも口座振替納付が行われなかったとみられる期間が散見され、それらの期間については、後日保険料が納付されるまでは、申立期間③及び④同様、未納期間であったと考えられる上、申立人に聴取しても、申立期間③及び④当時の保険料納付に係る記憶は曖昧であり、申立期間③及び④の保険料が未納となっていることが不自然であることをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間①、③及び④について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年6月から平成元年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 1118

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 1 月から平成 6 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 2 月から同年 6 月まで
② 昭和 62 年 1 月から平成 6 年 1 月まで

昭和 48 年 6 月に勤務先を退職した際に、夫婦共に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。一時期、資金繰りが厳しくなり、保険料の申請免除をしてもらっていたが、62 年頃から納付を再開した。申立期間は、いずれも確定申告書の控えに国民年金保険料の記載があるので、納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける資料として、昭和 55 年分、56 年分及び 62 年分から平成 8 年分まで（平成 5 年分及び 6 年分を除く。）の申立人の確定申告書控え並びに 5 年分及び 6 年分の申立人の妻の確定申告書控えが提出されている。

これについて、申立期間②のうち、昭和 62 年 1 月から平成 4 年 12 月までの期間に係る昭和 62 年分から平成 4 年分までの申立人の確定申告書控えをみると、社会保険料控除欄に、国民年金として、一人分、かつ、一年分の国民年金保険料とほぼ一致する金額の記載が確認できる上、申立人の妻については、事業専従者として収入を得ており、申立人とは別に確定申告を行っていたと考えられることから、当該記載は申立人の保険料に係るものであると考えられ、このことから判断すると、申立期間②のうち、昭和 62 年 1 月から平成 4 年 12 月までについては、保険料を納付していたものとするのが妥当である。

また、申立期間②のうち、平成 5 年 1 月から 6 年 1 月までの期間について

は、提出されている5年分及び6年分の確定申告書控えは申立人の妻のものであることから、当該控えの国民年金保険料控除の記載は申立人の妻の保険に係るものであると考えられ、当該資料が申立人の保険料納付を裏付けるものとは言えないものの、申立人は、上述のとおり、4年12月まで継続して保険料を納付していたと考えられる上、申立期間②以降も、60歳に到達する時期まで保険料を全て納付しており、あえて5年1月から6年1月までの期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間①について、申立期間①を含む昭和56年1月から同年6月までの国民年金保険料の総額は2万4,810円であるが、同年分の申立人の確定申告書控えに国民年金保険料控除として記載されている金額は、当該期間に係る保険料の総額と大きく異なっていることから、当該資料に申立期間①に係る保険料納付が適切に反映されている可能性は低いと考えられ、当該資料が申立期間①の保険料納付を裏付けるものであるとは言い難い。

また、申立期間①については、申立人と共に国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻の保険料も未納となっている上、申立人及び申立人の妻共、「当時は集金又は口座振替で保険料を納付していた。」と述べるものの、保険料の納付方法等についての具体的な記憶は無く、納付状況が不明であるほか、申立期間①について、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年1月から平成6年1月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和27年10月1日から31年6月25日までの期間、及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間①の資格取得日に係る記録を27年10月1日、資格喪失日に係る記録を31年6月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を27年10月から28年10月までは6,000円、同年11月から31年5月までは7,000円とし、申立期間②の資格取得日に係る記録を32年5月31日、資格喪失に係る記録を34年3月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を32年5月から33年9月までは7,000円、同年10月から34年2月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和27年5月21日から31年6月25日まで
② 昭和32年5月31日から34年3月1日まで

申立期間①及び②について、A社に住み込みで働いていた。住み込みで同じ仕事をしていた同僚は厚生年金に加入しているのに、自分だけ加入していないのは納得がいかないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社において、申立人と同じく住み込みで勤務していた複数の同僚が申立人を覚えていると供述しており、このうちの一人は「昭和27年10月に一泊で社員旅行をした写真を持っているが、申立人も一緒に写っている。当時は社員が5、6人いたが、皆住み込みで同じ仕事をしていた。」と供述しており、申立期間②については、申立人は「一旦別の事業所に勤めたが、A社でまた使ってもらうことになり、34年4月に結婚することが決まったので、同年2月末日で退職した。」と主張しているところ、32年5月から34年4月まで同社において厚生年金保険の被保険者期間を有

する同僚が「自分と同じ頃に申立人も勤務していた。皆、住み込みで働いており、男の人が2、3人と女の人が5、6人いた。皆同じ仕事をしており、厚生年金にも入っていた。」と供述していることから、申立人は、申立期間①のうち27年10月1日から31年6月25日までの期間、及び申立期間②において同社に勤務していたことが認められる。

また、A社の当時の代表取締役等に照会したところ、「申立人を記憶している。申立人は正社員として勤務しており、正社員は全員、厚生年金に加入させていた。」と供述している上、申立人が記憶している4人の同僚にはいずれも厚生年金保険被保険者としての記録が確認でき、前述の同僚が挙げている従業員数と申立期間①及び②当時の被保険者数とはおおむね一致していることを踏まえると、同社のほぼ全ての従業員が厚生年金保険の被保険者資格を取得していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①のうち昭和27年10月1日から31年6月25日までの期間、及び申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に勤務していた同年代の女性被保険者の標準報酬月額の記録から判断すると、昭和27年10月から28年10月までは6,000円、同年11月から31年5月までは7,000円とし、申立期間②の標準報酬月額を32年5月から33年9月までは7,000円、同年10月から34年2月までは8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所の元役員は申立期間当時の資料が無いため不明としているが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い上、厚生年金保険の資格の取得及び喪失のいずれの機会においても、社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主が社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和27年10月から31年5月、及び32年5月から34年2月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち昭和27年5月21日から同年10月1日までの期間については、複数の同僚に聴取したものの、申立人が勤務していた旨の供述を得ることができず、このほかにA社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、当該期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成19年10月1日から20年5月1日までの期間は、24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成20年5月1日から同年9月1日までの期間については、標準報酬月額の決定に係る19年11月から20年1月までは標準報酬月額38万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を20年5月から同年8月までは38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年10月1日から20年9月1日まで
実際に受けていた給与とねんきん定期便に記載されている標準報酬月額が異なるので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成19年10月1日から20年9月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成19年10月1日から20年5月1日までの期間につ

いては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を適用し、同年5月1日から同年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、申立期間のうち、平成19年10月1日から20年5月1日までの期間について、申立人から提出された給与明細書及び当該事業所から提出された賃金台帳に記載されている当該期間に係る給与支給額は、申立人の主張するとおり、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかしながら、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書及び当該事業所から提出された賃金台帳において確認できる給与額及び厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、当該標準報酬月額に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該期間について、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間のうち、平成20年5月1日から同年9月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、同年5月から同年8月までは15万円と記録されている。

しかしながら、申立人から提出された給与明細書によると、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる平成19年10月（資格取得時）の報酬額は、オンライン記録の標準報酬月額15万円より高額であることが確認できる。

また、被保険者資格取得時の標準報酬月額の決定について、当該事業所を管轄する年金事務所に照会したところ、「申立人の資格取得時の報酬月額は、厚生年金保険法第22条及び健康保険法第42条により報酬月額を算定することが困難であり、厚生年金保険法第24条及び健康保険法第44条により、保険者において算定することとなる。本事案の状況で、保険者算定するのであれば、残業手当及び深夜手当を支払われている平成19年11月度給与及び12月度給与、更に同手当が支払われていない20年1月度給与の支給総額の平

均額をもって報酬月額が算定されるものと考えられる。」との回答を得た。

したがって、平成 19 年 11 月から 20 年 1 月までの期間においては、標準報酬月額 38 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたと認められることから、申立人の A 社における標準報酬月額を、同年 5 月から同年 8 月までは 38 万円に訂正することが必要である。

三重厚生年金 事案 1843

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 1 月 1 日から 21 年 2 月 25 日まで

私が所持する給与明細書の報酬月額及び厚生年金保険料控除額が、申立期間の標準報酬月額と異なっている。申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書、平成 20 年分給与所得の源泉徴収票、及び普通預金通帳の写しから確認できる報酬月額に見合う申立期間の標準報酬月額は、申立人が主張するとおり、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書及び平成 20 年分給与所得の源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料控除額から、36万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、年金事務所が保管している平成 20 年 1 月に係る月額変更届及び賃金台帳から、事業主がオンライン記録に相当する報酬月額を社会保険事務所（当時）に届

け出たことが確認できることから、事業主は、給料支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成14年7月は26万円、15年4月は18万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間④及び⑤に係る標準賞与額については、平成16年7月23日は28万9,000円、同年12月24日は34万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年2月1日から17年7月1日まで
② 平成15年7月25日
③ 平成15年12月25日
④ 平成16年7月23日
⑤ 平成16年12月24日

私は、平成18年に年金相談のために社会保険事務所（当時）を訪れ、A社による報酬額の過少申告の事実を知った。同じ立場の同僚3人と同社に交渉し、2年間に遡って標準報酬月額の修正申告をしてもらったが、それ以前の期間については修正をしてもらうことができなかったため、申立期間について、標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれ

に基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書及び業績給計算書において確認できる厚生年金保険料控除額及び総支給額から、申立期間①のうち、平成14年7月は26万円、15年4月は18万円とすることが妥当である。

また、申立期間④及び⑤の標準賞与額については、申立人から提出された賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び総支給額から、平成16年7月23日は28万9,000円、同年12月24日は34万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額（標準賞与額）に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額（標準賞与額）に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成7年2月、同年3月、同年5月から同年7月まで、同年9月、同年10月、同年12月から9年10月まで、同年12月から10年2月まで、同年12月、12年5月、同年6月、同年8月から同年10月まで、同年12月から14年6月まで、同年8月から15年3月まで、同年5月、同年6月、同年8月、同年9月及び16年1月から17年6月までについては、申立人から提出された給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも低額であるか一致している。

また、申立期間①のうち、平成7同4月、同年8月、同年11月、9年11月、10年3月から同年11月まで、12年7月、同年11月、15年7月、同年10月から同年12月までについては、申立人は当該期間の給与支給明細書を保有していないことから、当該期間の前後の保険料控除額から判断して、当該期間においても同額の保険料が控除されていたものと推認でき、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

さらに、申立期間①のうち、平成11年1月から12年4月までの期間については、申立人から提出された市民税・県民税特別徴収税額の変更通知書及び給与所得の源泉徴収票において確認できる社会保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額とおおむね一致している。

加えて、申立期間②について、申立人から提出された業績給計算書及び預金通帳の写しから算出された平成15年7月25日の標準賞与額は、オンライ

ン記録の標準賞与額と一致している。

このほか、当該期間について標準報酬月額（標準賞与額）に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち、平成7年2月から平成14年6月まで、同年8月から15年3月まで、同年5月から17年6月まで及び申立期間②の標準報酬月額（標準賞与額）については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

申立期間③について、申立人は平成15年12月賞与支給明細書を所持していない上、預金通帳の写しから同年12月25日に給与及び賞与を合算した金額が振り込まれていることは確認できるものの、その内訳が不明であることから、同年12月25日の賞与額について確認できない。

このほか、申立期間③について、標準賞与額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成6年12月を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年5月1日から平成14年5月26日まで
標準報酬月額が基本給のみの金額になっていて少ない。全期間の給料明細書は残していないが、標準報酬月額を上回る給料が支給されていたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び総支給額から、申立期間のうち、平成6年12月を24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成15年3月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本により判明した元代表取締役は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 56 年 11 月から 59 年 3 月まで、同年 5 月から同年 7 月まで、同年 9 月から 60 年 1 月まで、同年 5 月、同年 12 月、63 年 4 月、平成 4 年 7 月から同年 9 月まで、同年 11 月から 5 年 1 月まで、同年 4 月、同年 11 月から 6 年 1 月まで、同年 3 月から同年 7 月まで、同年 9 月、同年 11 月、7 年 5 月、同年 7 月、同年 11 月、8 年 1 月、同年 3 月、同年 6 月から同年 9 月まで、同年 12 月、9 年 4 月から同年 7 月まで、同年 10 月、10 年 11 月、11 年 1 月、同年 3 月から同年 5 月まで、12 年 4 月、同年 5 月、同年 7 月から同年 10 月まで及び同年 12 月から 14 年 4 月までについては、申立人から提出された給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも低額であるか一致している。

また、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月、同年 8 月、60 年 2 月から同年 4 月まで、平成 5 年 2 月、同年 3 月、同年 5 月から同年 10 月まで、6 年 2 月、同年 8 月、7 年 6 月、同年 8 月から同年 10 月まで、同年 12 月、8 年 2 月、同年 4 月、同年 5 月、9 年 1 月から同年 3 月まで、同年 8 月、同年 9 月、同年 11 月から 10 年 10 月まで、同年 12 月、11 年 2 月、同年 6 月から 12 年 3 月まで、同年 6 月及び同年 11 月については、申立人は当該期間の給与支給明細書を保有していないことから、当該期間の前後の保険料控除額から判断して、当該期間においても同額の保険料が控除されていたものと推認でき、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

このほか、当該期間について標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 56 年 11 月から 60 年 5 月まで、同年 12 月、63 年 4 月、平成 4 年 7 月から同年 9 月まで、同年 11 月から 6 年 9 月まで、同年 11 月、7 年 5 月から 8 年 9 月まで、同年 12 月から 14 年 4 月までについては、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

申立期間のうち、昭和 54 年 5 月から 56 年 10 月まで、60 年 6 月から同年 11 月まで、61 年 1 月から 63 年 3 月まで、同年 5 月から平成 4 年 6 月まで、同年 10 月、6 年 10 月、7 年 1 月から同年 4 月まで、8 年 10 月、同年 11 月については、申立人は当該期間の給与支給明細書を保有していないが、当該期間当時、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）の標準報酬月額について調査したところ、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は

見当たらない。

このほか、当該期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重国民年金 事案 1119

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年9月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年9月から同年11月まで
申立期間は、会社の設立準備をしていた時期であり、その会社の総務担当者が、私を含め、社員の国民年金加入手続や国民年金保険料納付を行っていた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、それらを行っていたとする申立人の同僚の所在も不明としているため、国民年金加入状況及び保険料納付状況が不明である。

また、申立期間当時、申立人と同様に会社の設立準備に携わっていた者として申立人から名前の挙がった申立人の同僚5名について、国民年金加入状況を調査したものの、申立期間について国民年金に加入し、かつ、国民年金保険料を納付している者はおらず、申立人の供述を裏付ける状況は確認できなかった。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年10月に払い出されたものであることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたと考えられる上、申立人は、当該記号番号により同年9月1日まで遡及して国民年金被保険者資格を取得しており、申立期間は国民年金の未加入期間となっているほか、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 1120

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年5月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月から60年3月まで

昭和59年3月までは学生であったため、国民年金保険料を納付していなかったが、後で知らされ、母親がまとめて納付してくれた。また、同年4月から60年3月までについては、母親が、毎月、家族の分と一緒に私の保険料を納付してくれていた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、申立期間のうち、自身が学生であった昭和56年5月から59年3月までの国民年金保険料については、申立人の母親が遡及納付したとしているが、申立人及びその母親とも、遡及納付した時期及び納付金額等についての具体的な記憶は無く、遡及納付の状況が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年5月に払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたと考えられるが、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿の記録とも、当該記号番号に係る国民年金被保険者資格取得年月日は59年4月1日となっており、申立期間のうち、56年5月から59年3月までは国民年金の未加入期間となっている上、当該期間について、申立人は学生であったため国民年金には任意加入となり、任意加入対象期間については、制度上、遡及して国民年金被保険者資格を取得することはできず、当該期間が国民年金の未加入期間となっていることに不自然な点も見当たらない。

加えて、申立期間のうち、昭和59年4月から60年3月までについても、申立人は、その母親が、申立人の国民年金保険料も併せて納付していたとして

いるが、上述のとおり、申立人の国民年金加入手続は61年5月頃に行われたと考えられ、加入手続を行わずに保険料を納付することは考え難い上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1846

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月から 34 年 11 月 1 日まで

昭和 30 年 3 月に中学を卒業後、父の紹介で A 社（現在は、B 社）に 4 月から勤務した。厚生年金保険の記録では、34 年 11 月 1 日からの記録しか無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時に A 社に勤務していた複数の同僚の供述から、申立人が申立期間のうち、昭和 31 年 4 月から 34 年 11 月 1 日までの期間において、同社に勤務していたことは推認できるものの、申立人の厚生年金保険の適用状況等についての供述を得ることはできなかった。

また、上記の複数の同僚のうち、入社時期を記憶している同僚 4 人について、当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日を確認した結果、本人が記憶している入社時期の 1 年後から 4 年後に被保険者資格を取得していることから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

さらに、B 社から提出された申立人に係る労働者名簿に記載されている申立人の雇入れ日は、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日と同じ昭和 34 年 11 月 1 日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 1 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 42 年 6 月 16 日から同年 10 月 28 日まで

A丸(船舶所有者は、B)には一緒に乗船した同僚もおり、該当する船が見当たらないというのは納得できない。また、C丸では船員手帳が有り、乗船していたことは明らかで、船員保険も加入していたはずである。申立期間について、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A丸に乗船していた同僚の供述と申立人の同船の業務内容に関する申立内容が一致することから、申立人が同船に乗船していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が一緒に乗船したとする同僚についても、申立期間①に係るA丸の船員保険被保険者記録は無い上、当該期間当時に当該船舶に乗船していた現在の船舶所有者から、「短期間で辞める人も多く、船員保険の保険料も高いことから加入させていなかった。」との供述が得られた。

また、船舶所有者であるBの船員保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、欠番も無い。

申立期間②について、申立人から提出された船員手帳の記録、及びC丸に乗船していた同僚の供述から、申立人が同船に乗船していたことは確認できる。

しかしながら、船員手帳の雇用契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性を確認するため設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の被保険者期間と一致するもので

はない。

また、申立期間②当時におけるC丸の元事業主に船員保険の資格取得の取扱いについて照会したところ、「申立期間当時、船員保険を掛けておらず、給与から船員保険料は引いていない。」との供述が得られた。

さらに、申立人がC丸と一緒に乗船していたとする同僚や船長についても、申立期間②に係る同船の船員保険被保険者記録は無い上、当該船長から「申立期間当時、ほとんどのイカ釣船では船員保険を掛けておらず、私もC丸で船員保険は掛けていない。」旨の供述が得られた。

加えて、船員保険被保険者名簿に記載されている者のうち、最後に船員保険被保険者資格を喪失した者の資格喪失日は、昭和41年7月28日であり、それ以降に、船員保険被保険者の資格を取得した者はいない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1848

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月 21 日から 62 年 4 月 1 日まで
年金記録で申立期間に係る標準報酬月額が 13 万 4,000 円となっているが、A社に入社してから退職するまで、給料はずっと 15 万円であった。申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社から得ていた報酬額は 15 万円であったので、標準報酬月額の訂正について申し立てている。

しかしながら、A社において申立人と同じ昭和 61 年に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚 8 人の申立期間に係る標準報酬月額について調査したところ、申立人の標準報酬月額のみがこれら同僚の取扱いとは異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間に係る標準報酬月額はオンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月 1 日から同年 12 月 21 日まで

昭和 55 年 4 月から 58 年 3 月までの期間については、事業所から勤務時間が短いため厚生年金に加入できない旨の説明があり、主人の勤務先に扶養の手続を行ってもらった記憶があるが、申立期間については、説明を受けた記憶も手続をした記憶も無いので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間においてA社で継続して勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書並びに資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人の資格喪失日は昭和 59 年 3 月 1 日、資格取得日は同年 12 月 21 日となっており、これは申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録及びオンライン記録と一致している。

また、A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後の昭和 59 年 3 月 5 日に健康保険被保険者証を返納した旨の記載がある上、配偶者の健康保険厚生年金保険被保険者原票の被扶養者欄によると、申立人が、同年 3 月 6 日に被扶養者として認定処理されている。

さらに、A社に申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、「当時のパート従業員の社会保険の適用については、1日の勤務時間が6時間を超えると加入、5.5時間なら未加入ということはあった。申立人は昭和 60 年から正社員となっている。

確認通知書も残っており、被保険者資格を喪失していることは明らかだが、理由については明確ではない。」との回答が得られた。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 33 年 9 月 17 日から同年 10 月 19 日まで
③ 昭和 33 年 11 月 6 日から 35 年 10 月 1 日まで

私は、申立期間①及び②は、A社において昭和 33 年 5 月 1 日から同年 10 月 18 日まで勤務しており、申立期間③は、B事業所において、同年 11 月 6 日から事務補助員として、35 年 10 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで正職員として勤務した。給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人から提出されたA社発行の勤務証明書により、申立人は同社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社において申立期間①及び②に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会しても、申立人の厚生年金保険の適用状況等について供述を得ることはできなかつた上、同社に照会しても、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかつた。

また、申立期間①について、厚生年金保険被保険者台帳払出票によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 33 年 6 月 1 日（番号払出日は同年 6 月 9 日）となっているほか、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同年 4 月 1 日の資格取得（健康保険整理番号*番）から同年 6 月 1 日の資格取得（健康保険整理番号*番）までの間に同社において被保険者資格を取得した者は無いことが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿を確認しても、申立人の記録はオンライン記録と一致している上、遡って訂正された形跡も見当たらない。

申立期間③について、申立人から提出された人事記録の写しにより、申立人は、昭和 33 年 11 月 6 日に事務補助員としてB事業所に採用され、同事業所において継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B事業所は平成 13 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③については、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、B事業所を管轄しているC事業所に照会したところ、当時の資料が無いため不明と回答しており、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が記憶している同僚二人のうち、所在の判明した一人に照会したところ、既に他界している上、当該同僚の妻は、「申立人を知っている。夫はB事業所に勤務していた。」と供述していることから、当該同僚の厚生年金保険被保険者記録について調査したものの、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者記録は見当たらなかった。

加えて、申立人は、「B事業所の給与計算はD事業所で行われていた。」と供述しているところ、D事業所は昭和 36 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③については厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1851

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月から28年10月まで
A事業所のB氏から声がかかり、昭和26年4月から28年10月まで当該事業所で育苗管理、野菜の栽培管理作業をしていたのに、その間の年金記録が無い。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた同僚の供述から、勤務時期は特定できないものの、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間当時、地方公共団体の事務所は、厚生年金保険の適用事業所とされておらず、オンライン記録からも、A事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認することができない。

また、A事業所を継承したC事業所に申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、「申立人に関する記録は確認できなかったため、申立てどおりの届出を行ったか、保険料の控除及び社会保険事務所（当時）へ保険料納付を行ったかは不明である。」との回答があり、申立に係る事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人から名前の挙がった同僚に聴取したところ、「私は、A事業所に県職員として9年間勤務していた。」と供述しているところ、当該同僚の申立期間における記録は地方公務員共済組合の組合員としての記録となっており、A事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
私は平成 2 年 3 月 1 日に A 社（現在は、B 社）に入社し、13 年 3 月まで勤務した。厚生年金保険の加入記録では、資格取得日が 2 年 4 月 1 日となっており、1 か月空白期間があるのは納得いかない。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時に、A 社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したところ、当該同僚が記憶する入社時期の 1 か月後に厚生年金保険被保険者の資格を取得している者が 2 人確認できる上、「採用条件によって、1 か月間は試用期間があったと思う。」との回答があったことから、同事業所においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、B 社に照会したところ、「申立人は、平成 2 年 3 月 1 日に採用したが、1 か月間の試用期間経過後、正社員としての採用は平成 2 年 4 月 1 日からである。申立期間の社会保険への加入については、資料が無いので不明。」との回答があった。

さらに、申立人の A 社における雇用保険加入記録によると、平成 2 年 4 月 1 日資格取得、13 年 3 月 31 日離職となっており、申立期間に係る加入記録は無い上、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。